

パーソナルコンピューター及びプリンター等の売却 仕様書

- 1 件名
パーソナルコンピューター及びプリンター等の売却
- 2 品名及び数量
パソコン売却一般競争入札募集要領「1 一般競争入札に付する物件」を参照
※主な機器仕様は、別紙の「ハードウェア仕様」を参照
- 3 履行期限
契約日から平成 29 年 7 月 31 日
- 4 引渡場所
※引渡場所の所在地は「売払パーソナルコンピューター・プリンター等一覧」を参照
- 5 作業内容
 - (1) 作業スケジュール
 - ① 受注者は、作業スケジュール(以下「スケジュール」)宮古島市役所 企画政策部 情報政策課(以下「情報政策課」という。)へ事前に提出し、承認を得ること。
 - ② 受注者は、作業スケジュールについて、あらかじめ情報政策課と協議し、作業に当たっては十分な協議を行い、緊密かつ円滑に行うこと。
 - (2) データ消去作業
 - ① 受注者は、情報政策課が指定する場所において売払機器(以下「機器」)に内蔵又は付属する電磁的記録媒体(以下「ハードディスク」という。)のデータ消去を行うこと。
 - ② ハードディスクのデータ消去は、DoDo 標準(米国国防総務省規格)又は NSA(米国国家安全保障局)推奨方式で行うこと。
 - ③ ハードディスクのデータを消去した機器について、データ消去証明書を作成すること。
 - ④ ハードディスクの不都合により、データ消去が不可能な場合は、ハードウェアを物理破壊(ドリル穴あけ等)し、ハードディスク破壊証明書を作成すること。
 - (3) 機器の取扱い
機器の取扱いについては、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号、いわゆる PC リサイクル法)、その他法令に基づき適正に行うこと。
 - (4) 引取方法
引取時に機器の CD ドライブ内に CD データが残っていないかを確認し、それを発見したときは、担当者へ引き渡すこと。
- 6 受注者に求める要件
受注者は、本業務の実施予定部門が JIS Q27001(ISO/IEC27001)又はプライバシー制度の認証を取得し、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていることを証明すること。
- 7 成果物
次の成果物を作成し、情報政策課へ提出すること。
 - (1) データ消去証明書
 - (2) ハードディスク破壊証明書(該当する場合のみ。)

8 保守義務

受注者は、本業務に係る作業を実施するに当たり知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。業務終了後の取扱についても同様とする。

9 受注者の制約条件

売却した機器については再販を可能とするが、国内のみの販売とし、売却先の特定が可能であることとする。また、再販に係るすべての責任は受注者が負うこと。

10 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩。又は本業務の用途に使用しないこと。また、そのために必要措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すること。

11 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号)第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※[URL:http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyory.p.df](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyory.p.df)

12 その他

- (1) 作業は、情報政策課の指示に従って行うこと。
- (2) 作業において必要な資材等は、受注者が用意すること。
- (3) 排出の際には、建築物等の汚損及び損傷等を与えないこと。
- (4) 汚損及び損傷を与えた場合は、原状回復を行うこと。原状回復に要するすべての費用は、受注者が負担すること。
- (5) 養生品等は、受注者の責任において持ち帰ること。
- (6) 引取を行う機器については、平成 29 年 3 月まで正常に稼働していたが、経年劣化により稼働しない場合や付属品がすべて揃わないものがある場合も想定して入札すること。
- (7) 引取に要する費用(運送費、作業費等)については、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、情報政策課と打合わせし、その指示に従うこと。